

令和3年1月27日
事務連絡

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る柔軟な
対応の周知について

「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について（通知）」（令和2年12月28日付け消防予第422号）及び「新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る柔軟な対応について」（令和3年1月27日付け消防予第20号）の内容について、厚生労働省医政局総務課から各都道府県等の衛生主管部局に対し、別添により周知がなされるとともに、関係団体に対しても広く周知がなされましたのでお知らせします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知をお願いします。

消防庁予防課設備係
担当：羽田野、笠水上
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

事務連絡
令和3年1月27日各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る周知について

医療行政の推進、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、消防庁において、別添のとおり、都道府県消防防災主管部等に対し、新型コロナウイルス感染症対策のために臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いについて周知するとともに、柔軟な対応が依頼されています。

別添の内容について留意されますとともに、貴管内医療機関に対して、周知方お願いいたします。

厚生労働省医政局総務課

(代表) 03-5253-1111 (内線: 2518)

(直通) 03-3595-2189